

認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所  
グループホームあゆみ運営規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 あさしな福祉会が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームあゆみ」(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるようすることを目的とする。

② 介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 認知症対応型共同生活介護事業の運営方針は、次のとおりとする。

- 1 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切にサービスを提供する。
- 2 利用者の一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 3 利用者個別の認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なサービスとならないよう配慮する。
- 4 サービス提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。

② 介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営方針は、次のとおりとする。

- 1 利用者個別の介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、介護予防に資するよう目的を設定し、計画的にサービスを提供する。
- 2 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができ

るよう支援することを常に意識し、サービス提供にあたる。

- 3 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮する。
- 4 利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホームあゆみ
- 2 所在地 長野県佐久市八幡241番地1

(利用定員)

第5条 利用定員は、東ユニット9名、西ユニット9名、計18名とする。

(職員の員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤、2ユニット兼務）
  - (1) 管理者は3年以上の認知症介護の経験が有り必要な研修を修了している者で、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名以上（兼務）
  - (1) 計画作成担当者は保健医療サービスまたは福祉サービスの利用に係る計画作成に関し知識と経験が有り、いずれも必要な研修を修了している者で、1名以上は介護支援専門員とする。介護支援専門員は、介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督する。
  - (2) 計画作成担当者は、適切な介護サービスが提供されるよう利用者個別の認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- 3 介護職員
  - (1) 日勤の時間帯 常勤換算法で利用者3人に対し1名以上を配置する。
  - (2) 夜間及び深夜の時間帯 夜間及び深夜の時間帯を通じて1ユニット1名以上を配置する。夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活スタイルに応じて一日の活動の終了時刻から開始時刻を基本とし、事業所運用内規に定める。
  - (3) 介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- |        |      |
|--------|------|
| 1 営業日  | 年中無休 |
| 2 営業時間 | 24時間 |

#### (利用料等)

第8条 事業所が提供する介護サービスの利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ② 次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを徴収する。

- |                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 1 家 貨                   | 60,000円／月              |
| 2 食 費                   | 1,600円／日               |
| 3 水道光熱費                 | 19,500円／月              |
| 4 共 益 費                 | 12,000円／月              |
| 5 理美容代・おむつ代             | 実費                     |
| 6 その他、日常生活において通常必要となる費用 | で利用者が負担することが適切と認められる費用 |
- ③ 月の中途における入居または退居においては、月額で定めた額については30日分での日割り計算による精算とする。
- ④ 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づき、現金または口座振替によって指定日までに徴収する。
- ⑤ 前4号の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料に（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を発行する。
- ⑥ 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

#### (入退居)

第9条 利用者は、要介護者（介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては「要支援2」に該当する者）であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営む事に障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- |                         |
|-------------------------|
| 1 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者  |
| 2 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者  |
| 3 自傷他害のおそれがある者          |
| 4 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者 |
| 5 常時医療機関において治療する必要がある者  |
- ② 事業所は主治医の診断書等により、入居申し込み者が認知症であることを確認する。
- ③ 入居申込者が入院治療を要する者である等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適

切な措置を速やかに講じる。

- ④ 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- ⑤ 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望をふまえた上で退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- ⑥ 利用者の退居に際しては、利用者及び家族に対し適切な指導を行うとともに。居宅介護支援事業所等への情報提供および保健医療機関又は福祉サービス事業所との密接な連携に努める。

(介護サービスの内容)

第 10 条 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護における介護サービスの内容は、次のとおりとする。ただし、サービス内容ごとに区分することなく全体を包括して提供する。

- 1 入浴、排せつ、食事、着替え当の介助
  - 2 日常生活上の世話
  - 3 日常生活の中での機能訓練
  - 4 趣味・教養・娯楽活動の機会の提供及び年中行事
  - 5 相談、援助
  - 6 健康管理
- ② 介護サービスは利用者の心身の状況に応じ、使用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
  - ③ 事業所は利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護サービスを受けさせてはならない。
  - ④ 事業者は入居に際しては入居の年月日および入居している共同生活介護の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 11 条 事業所は利用者が趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

- ② 事業所は利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又は家族が行う事が困難である場合は、利用者又は家族の同意を得て代行する。
- ③ 事業所は常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者及び家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 12 条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに新旧やむを得ない理由を記録するものとする。

- ② 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を転倒する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 2 虐待防止のための指針の整備
  - 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

(介護計画の作成)

第14条 計画作成担当者は、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- ② 計画作成担当者は、介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行う。
- ③ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- ④ 介護計画の作成・変更に際しては、利用者又は家族に当該計画の内容を説明し、同意を得て交付するものとする。

(協力医療機関等)

第15条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- ② 事業所は前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
- 1 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

- 2 事業所から心象の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - ③ 事業所は利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるようにつとめるものとする。
  - ④ 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。
  - ⑤ 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等の間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第 16 条 利用者及び家族からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

- ② 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 18 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - 3 事業所において、従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第 19 条 従業者は、介護サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

#### (非常災害対策)

第 20 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (秘密の保持)

第 21 条 職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密保持を厳守しなければならない。

#### (職員研修)

第 22 条 事業所は職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 採用時の研修   | 採用後 2 か月以内 |
| 2 経験に応じた研修 | 隨時         |

#### (運営推進会議)

第 23 条 介護保険法令に基づき、事業所の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営およびサービスの質向上の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置し、おおむね 2 か月に 1 回以上開催する。

- ② 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。  
③ 運営推進会議に関する具体的な事項は、別に定める運営推進会議設置要領による。

#### (外部評価)

第 24 条 事業所は自ら提供する認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

#### (記録の整備)

第 25 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- ② 事業所は次の各号に記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
- 1 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画
  - 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
  - 3 身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 4 「介護予防地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」  
第 24 条及び「地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」  
第 27 条に規定する市町村への通知に係る記録
- 5 苦情の内容等の記録
- 6 事故の状況および事故に際して採った処置について記録
- 7 運営水金会議における事業所の活動状況の報告、それに対する評価、要望、助言等の記録

(業務継続計画の策定等)

第 26 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 27 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 28 条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越てきな関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- ② この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとし、理事会に報告し承認を得る事とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。